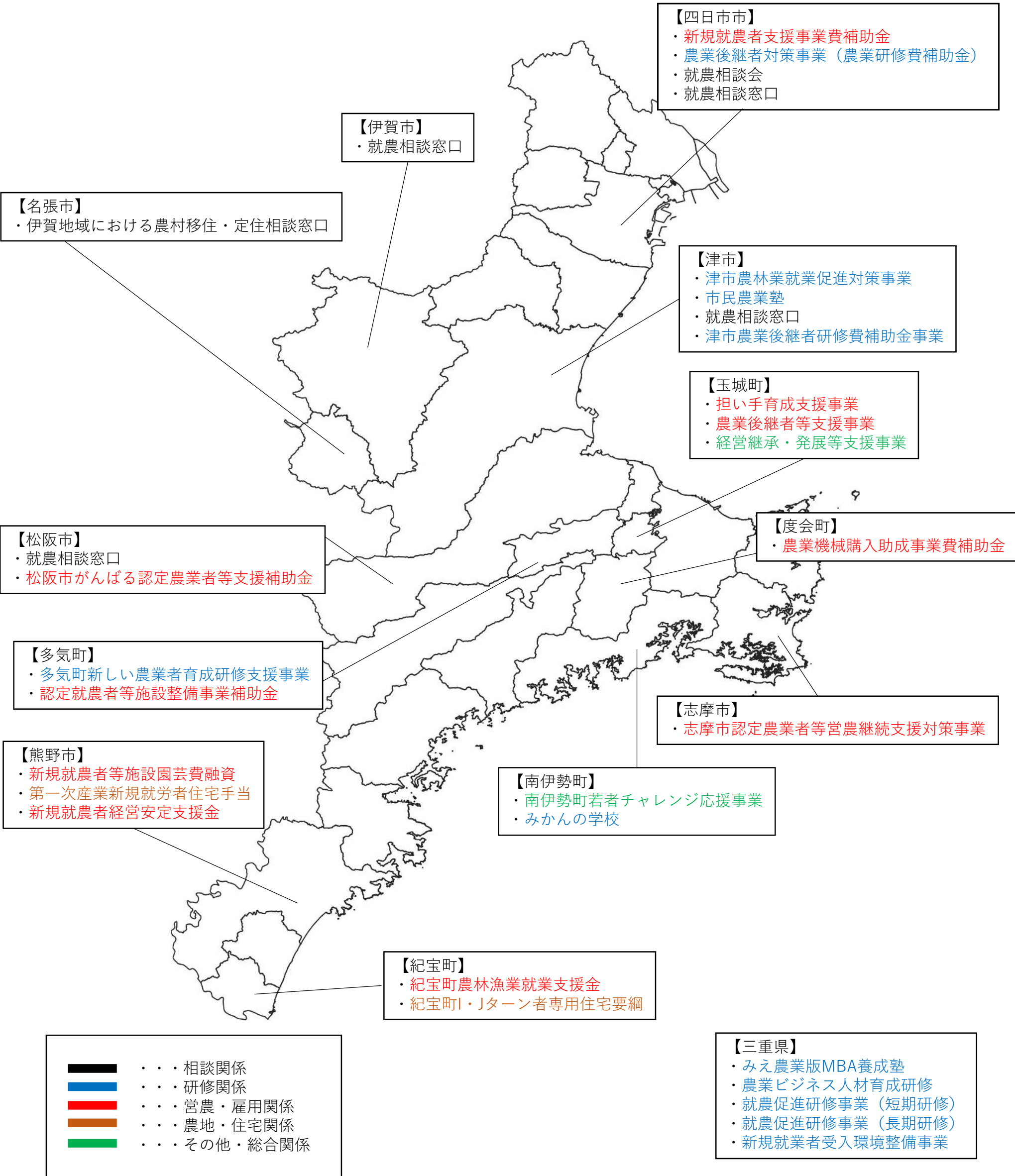


～三重県における就農支援策～

掲載：東海農政局 ウェブページ (https://www.maff.go.jp/tokai/keiei/shien/be_farmer/index.html)



自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
三重県	みえ農業版MBA養成塾	・三重県内において農業ビジネスの展開を志す概ね45歳未満の者。	三重県農業大学校に、「経営学講座」及び「フードマネジメント講座」を開講するとともに、雇用型インターシップの受入体制の整備を図り、農業法人の経営者やビジネスマネージャー等を目指す若者の円滑なキャリアアップや創業を支援する。	10月1日 ～12月 10日	3～5名 程度	三重県 担い手支援課 059-224-2354	2
	農業ビジネス人材育成研修	・新規就農希望者 ・若手農業者等	農業経営者として、自らビジネスプランを描ける経営センスを持った人材を養成するため、「農業ビジネス人材育成研修」を実施する。 【内容】経営学講座 9日 フードマネジメント講座 4日 視察研修 2日 【場所】三重県農業大学校 ※オンラインでも視聴可能 【受講料】10,000円	6月21日 ～7月20 日(予定)	15名	三重県 農業大学校 0598-42-1260	2
	就業促進研修事業(短期研修)	研修受入経営体	50歳までの就業等希望者を研修生として短期間受け入れる農業経営体に対して、研修や宿泊に要する経費を助成する。 【助成内容】 2日以上7日以内の研修が対象 ・研修助成:5,000円/人・日 ・宿泊助成:6,000円/人・日	予算の 範囲内	10名	(公財)三重県農林水産支援センター総務・担い手支援課 0598-48-1226 https://www.affshien-mie.or.jp/	6
	就業促進研修事業(長期研修)	研修受入経営体	50歳までの就業等希望者を研修生として長期間受け入れる農業経営体に対して、研修に要する経費を助成する。 【助成内容】 助成期間は2ヶ月以上とし、最長10ヶ月まで。 1ヶ月 30,000円/人	予算の 範囲内	5名		6
	新規就業者受入環境整備事業	就農促進研修事業(長期)の対象になった研修受入経営体	長期研修を開始する者を受け入れる経営体に対して、その研修開始者の住宅手当の一部を助成若しくは研修開始者が入居を予定する住宅等の改築費用の一部を助成する。 ・家賃の1/3以下かつ5,000円/月を上限又は、改築費の1/2以下かつ150,000円を上限	予算の 範囲内	2名		6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

三重県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
四日市市	新規就農者支援事業費補助金	これから農業を始める人で「農業経営基盤強化促進法」に基づく青年等就農計画を市に承認された人(認定新規就農者)。農業後継者は対象外。	新規就農にかかる初期投資を支援し、経営の安定を図る。 ○補助対象経費 新規に就農するための農業用機械・施設等の初期投資にかかる経費(農地取得費は除く) ○補助率 補助対象経費の1/2以内(上限金額100万円)	随時	予算の範囲内	農水振興課 059-354-8180 http://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/genre/100010000013/index.html	4
	農業後継者対策事業(農業研修費補助金)	○市内に在住し、満60歳以下の人 ○農業大学校等において、農業技術及び農業知識を習得する人	将来の就農を志し、農業技術・知識を習得するために農業大学校等に入学した者に対し、授業料を助成する。 ○補助対象経費 農業大学校等で農業技術や農業知識習得のための研修を受けるために必要な授業料等 ○補助対象期間 12月以内 ○補助率 補助対象経費の1/2以内	随時	予算の範囲内		3
	就農相談会	市内で独立就農または農業法人への就職を希望する者	・三重県、三重北農業協同組合との共催で就農相談会を開催し、支援策の検討を図る。	年1回程度	支援内容参照		1
	就農相談窓口	市内で独立就農または農業法人への就職を希望する者	・三重県、JA等関係機関と連携し、市内で就農希望者の情報共有、支援策の検討を図る。 ・相談窓口で面談などを行った就農希望者に対し、所定の書式に定められた「新規就農相談カード」に必要事項を記載してもらうことにより、相談者の現状、経験などの有無、将来の展望を把握し、そのカードを各関係機関に情報共有を行うことにより、相談窓口のワンストップ化を図っている。	通年	支援内容参照		1
津市	津市農林業就業促進対策事業	<支援対象者要件> ・津市内に住所を有するもの ・就業希望者に対し、1日6時間以上の研修を3箇月以上継続して実施するもの ・労働者災害補償保険に加入しているもの ・支援対象者(農林業者が団体の場合にあつては、当該団体の代表者又は役員)の3親等以内の親族でないもの <就業希望者要件> ・農林業への就業意欲があり、研修終了後も継続して就業する意欲のある者 ・農林業への就業に適した健康状態であり、原則として50歳以下の者 ・研修期間中に、ほかの同様の研修を受講していない者	農林業を営む団体又は農林業者が就業希望者に対して実施する実践研修等に要する経費を補助し、円滑な就業を支援する	通年	2名程度	農水産政策課 059-229-3172 http://www.info.city.tsu.mie.jp	6
	市民農業塾	市内在住の20歳以上65歳未満で独立就農または農業法人への就職を希望する者(家庭菜園志向の者を除く)	津市農林水産物利用促進協議会事業 農業実習及び就農に関する講義 4月上旬より隔週土曜日開催(上記以外にも座学や視察研修も実施) 受講料 10,000円	令和3年度受講生募集(R3.3月に募集)	10名程度		2.3
	就農相談窓口	市内で独立就農または農業法人への就職を希望する者	・三重県、JA等関係機関と連携し、市内で就農希望者の情報共有、支援策の検討を図る。 ・相談窓口で面談などを行った就農希望者に対し、所定の書式に定められた「新規就農相談カード」に必要事項を記載してもらうことにより、相談者の現状、経験などの有無、将来の展望を把握し、そのカードを各関係機関に情報共有を行うことにより、相談窓口のワンストップ化を図っている。	通年	随時		1
	津市農業後継者研修費補助金事業	(農業後継者の要件) ・農業への就業に適した健康状態であり、原則として50歳以下の者 ・認定を受ける農業団体を営む代表者若しくは役員または認定農業者の3親等以内の親族で、農業への就業意欲があり事業の継承を目指す者 ・研修期間中に、他の同様の研修を受講していない者	本市農業の担い手を目指す農業後継者が、農業大学校等において農業技術及び農業知識の習得を目指すために必要な経費を補助する。	農業大学校等の入校時期に合わせて募集	1名程度		2.3
松阪市	就農相談窓口	次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農を希望する者	・三重県、JA等関係機関と連携し、市内で就農希望者の情報共有、支援策の検討を図る。 ・相談窓口で面談などを行った就農希望者に対し、所定の書式に定められた「新規就農相談カード」に、必要事項を記載してもらうことにより、相談者の現状、経験などの有無、将来の展望を把握し、そのカードを各関係機関で情報共有を行うことにより、様々な支援を円滑に受けてもらえるよう努めている。	随時	随時	農水振興課 0598-53-4116	1
	松阪市がんばる認定農業者等支援補助金	<支援対象者要件> 新規就農者に対し、事業実施年度の前年度に機械導入等の要望調査を行い、回答があった者の中から採択	補助対象経費の2分の1に相当する額(該当額が75万円を超える場合は75万円)とし、予算の範囲内で交付するものとする。	毎年11月頃に行う要望調査から採択	2名程度		4

三重県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
多気町	多気町新しい農業者育成研修支援事業	・町内に住所を有する者であって就農予定時に50歳以下の者 ・研修終了後に町内において就農が確実に見込まれる者 ・納期の到来している徴税等を完納している者	受入者の役割 ・農業技術の実地指導、助言、経営管理の指導、社会人としての生活指導等 補助金の交付期間 ・原則2年以内 補助金の額 ・年間収入240万円を保証額とし、保証額から研修先の給与等を減じた額で一人当たり年150万円以内	年間を通じ募集	2人程度	農林商工課 0598-38-1117	3
	認定就農者等施設整備事業補助金	町内に住所を有する認定就農者及び認定農業者で、就農から7年を経過しない者	必要となる機械(トラクタ、管理機等中古含む)施設等(ハウス、ビニール等)の導入経費の一部を助成する 就農計画等に記載された機械、施設等を新たに導入するための経費の1/2以内の額を補助金として交付する (機械、施設を導入するための経費の1/2以内)	年間を通じ募集	随時		4
志摩市	志摩市認定農業者等営農継続支援対策事業	①志摩市で認定を受けた認定農業者及び新規就農者 ②志摩市で認定を受けた認定農業者及び新規就農者を含む過半数が志摩市に住所を有する農業者で構成された団体	【対象経費】 市内で実施する次に掲げる事業であって、認定農業者にあつては、農業経営改善計画書の達成に資するものとし、新規就農者にあつては、青年等就農計画の達成に資するもの ①農業機械の導入 ②農業用施設の新増設又は改修 ③農業用資材の導入 【助成割合】 ①農業機械の導入 1/3以内(上限100万円) ②農業用施設の新増設又は増設 1/3以内(上限100万円) ③農業用資材の導入 1/2以内(上限50万円)	2021.4.12～5.14 (応募状況により追加募集あり)	予算の範囲内	農林課 0599-44-0288 norin@city.shima.lg.jp	4
南伊勢町	南伊勢町若者チャレンジ応援事業	【対象事業】 次に掲げる活動を行い、町内での起業や就業につながるもので、原則月12日以上の活動を行う事業(労働の対価が発生する活動に関しては対象外とする。) (1)水産農林業に関する活動 (2)商工業や観光業に関する活動 (3)福祉、教育に関する活動 (4)その他町長が認める活動 【対象者】 次に掲げるすべての要件を満たす者。 (1)町内に住民票を有し、満45歳以下であること (2)常勤の雇用契約を締結していないこと及び開業していないこと。 (3)町税に滞納がないこと(申請者が移住後1年未満の場合は前住所地の税も含む) (4)普通自動車運転免許を持っており、運転できること (5)将来、町内に定住し就業や起業を目指していること	【目的】 南伊勢町に定住している者で、町内での就業や起業を目指す若者が地域の産業等を仕事として体験することに対して、助成金を交付する。 【助成額】 1日の活動に対して7,500円、上限150万円	随時	予算の範囲内	まちづくり推進課 0599-66-1366 https://www.town.minamise.lg.jp/admin/index.html	9
	みかんの学校	【対象者】 ・農家の作業支援を行っていたりの方 ・南伊勢町のみかん生産者の後継者	講義や実習を通して、摘果・収穫作業、剪定作業など、柑橘栽培の基礎知識と技術を学ぶことができる ※年間受講料3,000円は受講生負担	4月14日まで(令和3年度)	20人程度	水産農林課 0596-77-0007 https://www.town.minamise.lg.jp/admin/index.html	2
玉城町	担い手育成支援事業	認定農業者及び新規就農者が実施する経営の安定と生産能力向上を目指す取り組みに要する経費の一部を補助する	補助率1/2 新規就農者の機械等購入支援:補助上限10万円 認定農業者の法人化支援:補助上限5万円	R4.3.31まで	1	産業振興課 0596-58-8204 https://kizuna.town.tamaki.mie.jp	4
	農業後継者等支援事業	認定農業者及び新規就農者が実施する作業の効率化を目指す取り組みに要する経費の一部を補助する	補助率1/2 補助上限55万円	R4.3.31まで	1		4
	経営継承・発展等支援事業(町単独)	国の経営継承・発展等支援事業の補助要件に準ずる	国十町補助の100万円に上乗せ 補助上限30万円	国の公募期間に準ずる	1		9
度会町	農業機械購入助成事業費補助金	・集落営農組織、又は度会町に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者 ・上記のものが購入する次に掲げる農業機械であつて、購入費用(下取り価格控除後)が1台につき200万円以上のもの (1)農業用トラクター (2)農業用コンバイン (3)乗用田植え機 (4)乗用茶刈機 (5)乗用防除機 (6)その他農業機械で町長が認めるもの	購入費用(下取り価格控除後)の20%以内とし、補助金の最高限度額は1台当たり100万円とする。	随時	予算内	産業振興課 0596-62-2416 https://www.town.watarai.lg.jp	4

三重県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
名張市	伊賀地域における農村移住・定住相談窓口	伊賀地域(伊賀市・名張市)での就農を希望する者。	・県(伊賀農林事務所)、JAIがふるさと、伊賀市、名張市等の関係機関の連携により、就農希望者の情報共有、支援策の検討を図る。 ・相談窓口で面談等を行う就農希望者への「就農相談カード」の配布、必要事項の記入により、相談者の現状、経験等の有無、将来の展望を把握する。また、相談カードを各関係機関で情報共有することで、相談窓口のワンストップ化を図っている。	通年	相談があれば随時対応	農林資源室 0595-63-7625	1
伊賀市	就農相談窓口	市内で独立就農または農業法人への就職を希望する者	・三重県、JA等関係機関と連携し、市内で就農希望者の情報共有、支援策の検討を図る。 ・相談窓口で面談等を行った就農希望者に対し、所定の書式で定められた「新規就農相談カード」に、必要事項を記載してもらうことにより、相談者の現状、経験等の有無、将来の展望を把握し、そのカードを各関係機関で情報共有を行うことにより、様々な支援を円滑に受けてもらえるように努めている。	通年	相談があれば随時対応	農林振興課 0595-22-9712 http://www.city.iga.lg.jp/	1
熊野市	新規就農者等施設園芸費融資	新規に施設園芸を生業として始めるUIJターン者(18歳から45歳までで、Uターンについては非農家出身者のみ。)	新規の園芸用施設整備にかかる経費の2分の1(最低3アール以上で1アールあたり30万円以内、300万円が限度)を融資。	随時	1名	農林振興課 0597-89-4111	4
	第一次産業新規就労者住宅手当	新たに熊野市に転入するJターン者(18歳から45歳まで)において第一次産業に従事する者	自己の居住のために市内に賃借した住宅に係る家賃の一部を助成(月額2万円を上限に2年間まで)。	随時	2名		8
	新規就農者経営安定支援金	農業次世代人材投資資金の交付対象者において、本市の推進品目(温州みかん、たかな、唐辛子等)を経営の主力品目として農業経営する者	年額50万円(夫婦の場合は年額75万円)を無利息で融資。	随時	個人2名 夫婦2組		4
紀宝町	紀宝町農林漁業就業支援金	町内に住民票を置く、おおむね40歳以下の専業農業者、専業林業者及び専業漁業者(ただし、青年就農給付金等就業に関する国の交付金等の受給者を除く。)	積極的な就業促進と農林漁業者としての定着を図るため支援金を交付する。 期間 3年間 金額 1年につき200,000円(ただし大学院・大学または短期大学において、農業に関する正規の課程を修了した人については300,000円)	随時	随時	産業振興課 0735-33-0336 https://www.town.kiho.mie.jp	4
	紀宝町Jターン者専用住宅要綱	第一次産業に従事するJターン者で、入居後、速やかに紀宝町外から当該住宅の所在地に住所を移転することができる概ね50歳未満の者であり、本町に勤務場所を有し、又は確実に有する見込みがある者であること。	賃貸住宅の供給 家賃 10,000円 最大使用期間 2年間 ※光熱水費・軽微な修繕については自己負担	随時	1名		8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他